

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条及び第二条（現行のとおり）</p> <p>第二章 環境への負荷の低減の取組</p> <p>第三条（現行のとおり）</p> <p>（再生可能エネルギー）</p> <p>第三条の二 条例第二条第四号の三に規定する規則で定めるエネルギーは、バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品（以下「化石燃料等」という。）を除く。）をいう。）を熱源とする熱、水力、地熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー（原子力を除く。）とする。</p> <p>（温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所等）</p> <p>第四条 条例第五条の六に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所として規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する事業所とする。</p> <p>一 燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）の前年度の使用量（住居の用に供する部分で使用されたもの</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条及び第二条（略）</p> <p>第二章 環境への負荷の低減の取組</p> <p>第三条（略）</p> <p>（温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業所等）</p> <p>第四条 条例第六条第一項に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所として規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する事業所とする。</p> <p>一 燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）の年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同</p>

を除く。)をエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十四号)第三条に規定する方式により原油の数量に換算したものが千五百キロリットル以上である事業所

二 電気(再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給を受けたものを除く。)の前年度の使用量(住居の用に供する部分で使用されたものを除く。)が六百万キロワット時以上である事業所

2 条例第五条の六に規定する特定エネルギーの供給に係る規則で定める事業所は、発電所とする。

(排出概況確認書の提出等)

第四条の二 条例第五条の六の規定による排出概況確認書の提出は、毎年度四月末日までに、別記第一号様式による温室効果ガス排出概況確認書提出書に、地球温暖化対策指針に基づき作成する排出概況確認書を添えて行わなければならない。

じ。)の使用量(事業所において運行又は運航の管理を行う自動車、鉄道車両、船舶及び航空機の燃料の使用量(都内において使用される量に限る。)(を含む。)(をエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十四号)第三条に規定する方式により原油の数量に換算したものが千五百キロリットル以上である事業所

二 電気(他人から供給されたものに限る。)(の年度の使用量(事業所において運行の管理を行う自動車及び鉄道車両の電気の使用量(都内において使用される量に限る。)(を含む。)(が六百万キロワット時以上である事業所

2 条例第六条第一項に規定する地球温暖化対策計画書は、事業所が前項の規定に該当することとなつた年度の翌年度から原則として三年ごとに当該期間を計画期間として作成するものとする。

3 条例第六条第一項に規定する地球温暖化対策計画書の提出は、前項に規定する計画期間の初年度の六月末日までに別記第一号様式による地球温暖化対策計画書提出書に、別記第一号様式の二による地球温暖化対策計画書を添えて行うものとする。

2 条例第五条の六ただし書に規定する結果報告書を提出することとなる年度は、条例第七条の五第一項に規定する規則で定める日の属する年度とする。

(地球温暖化対策計画書の作成等)

第四条の三 条例第六条第一項に規定する規則で定める計画期間は、同項の規定による地球温暖化対策計画書の案にあつては条例第五条の六の規定により排出概況確認書を提出し、又は条例第七条の五第一項の規定により結果報告書を提出することとなる日(結果報告書の提出にあつては、四月一日から六月三十日までとなる場合に限る)。
。、条例第六条第三項の規定による地球温暖化対策計画書の案にあつては当該地球温暖化対策計画書の案を提出した日の属する年度から五箇年度とする。

2 条例第六条第一項の規定による地球温暖化対策計画書の案の提出は、計画期間の初年度の八月末日までに、別記第一号様式の一による地球温暖化対策計画書案提出書に、地球温暖化対策指針に基づき作成する地球温暖化対策計画書の案を添えて行わなければならない。

3 条例第六条第三項の規定による地球温暖化対策計画書の案の提出は、五月一日から十一月末日までに、別記第一号様式の一による地球温暖化対策計画書案提出書に、地球温暖化対策指針に基づき作成する地球温暖化対策計画書の案を添えて行わなければならない。

4 条例第六条第五項の規定による地球温暖化対策計画書の提出は、同条第一項の規定により地球温暖化対策計画書の案を提出した者に

あつては計画期間の初年度の十二月末日までに、同条第三項の規定により地球温暖化対策計画書の案を提出した者にあつては計画期間の初年度の三月末日までに、別記第一号様式の三による地球温暖化対策計画書提出書に、地球温暖化対策指針に基づき作成する地球温暖化対策計画書を添えて行わなければならない。

5 条例第六条第六項の規定による指導及び助言をする必要がないと認める旨の通知は、同条第一項の規定により地球温暖化対策計画書の案を提出した者に対しては計画期間の初年度の十一月末日までに、同条第三項の規定により地球温暖化対策計画書の案を提出した者に対しては計画期間の初年度の二月末日までに、別記第一号様式の四による地球温暖化対策計画認定通知書により行うものとする。

(排出状況報告書の提出)

第四条の四 条例第七条の二第一項の規定による排出状況報告書の提出は、毎年度六月末日までに、別記第一号様式の五による温室効果ガス排出状況報告書提出書に、地球温暖化対策指針に基づき作成する排出状況報告書を添えて行わなければならない。

(中間報告書の提出等)

第四条の五 条例第七条の三第一項に規定する規則で定める年度は、計画期間の第三年度とする。

2 条例第七条の三第一項の規定による中間報告書の提出は、前項の年度の六月末日までに、別記第一号様式の六による地球温暖化対策中間報告書提出書に、地球温暖化対策指針に基づき作成する中間報告書を添えて行わなければならない。

3 条例第七条の三第六項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置
- 二 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標
- 三 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施時期

4 条例第七条の三第六項の規定による変更後の地球温暖化対策計画書の提出は、第一項の年度の十二月末日までに、別記第一号様式の七による地球温暖化対策計画書変更提出書に、地球温暖化対策指針に基づき作成する変更後の地球温暖化対策計画書を添えて行わなければならない。

(計画の中止の申請)

第四条の六 条例第七条の四第一項に規定する規則で定める計画書提出事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- 一 事業活動の縮小により条例第七条の四第一項に規定する中止の申請をしようとする年度の前年度まで三箇年度連続して第四条第一項各号に掲げる要件に該当しなかつた事業者
- 二 事業活動の廃止により条例第七条の四第一項に規定する中止の申請をしようとする年度において第四条第一項各号に掲げる要件に該当しなくなることが確実な事業者
- 三 事業活動の内容の変更に伴い温室効果ガスの排出に係る施設、設備等の状況が著しく変更されたことにより、地球温暖化対策計画書に掲げる地球温暖化の対策を実施することができなくなった事業者

<p>2 条例第七条の四第一項の規定による申請は、別記第一号様式の八による地球温暖化対策計画中止申請書に、前項各号のいずれかに該当することを証する書面を添えて行わなければならない。</p>	<p>3 条例第七条の四第三項の規定による通知は、別記第一号様式の九による地球温暖化対策計画中止承認通知書により行うものとする。</p>				
<p>(結果報告書の提出)</p>					
<p>第四条の七 条例第七条の五第一項に規定する規則で定める日は、計画期間の終了の場合にあつては当該終了の年度の翌年度の六月末日、条例第七条の四第三項の規定による通知を受けた場合にあつては当該通知を受けた日の翌日から起算して九十日を経過した日とする。</p>					
<p>2 条例第七条の五第一項の規定による結果報告書の提出は、別記第二号様式による地球温暖化対策結果報告書提出書に、地球温暖化対策指針に基づき作成する結果報告書を添えて行わなければならない。</p>					
<p>(事業者による地球温暖化対策計画の公表等)</p>					
<p>第五条 条例第八条第一項の規定による公表の内容は、次の表の上欄に掲げる規定による公表の区分に応じ、当該下欄に掲げる事項を含むものとする。</p>					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="231 228 438 448"> <p>条例第八条第一項第一号</p> </td> <td data-bbox="231 448 438 1113"> <p>一 温室効果ガスの排出の概況</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 448 438 1113"> <p>二 前号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針に定める事項</p> </td> <td data-bbox="231 448 438 1113"></td> </tr> </table>	<p>条例第八条第一項第一号</p>	<p>一 温室効果ガスの排出の概況</p>	<p>二 前号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針に定める事項</p>		
<p>条例第八条第一項第一号</p>	<p>一 温室効果ガスの排出の概況</p>				
<p>二 前号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針に定める事項</p>					

<p>(地球温暖化対策計画の公表等)</p> <p>第五条 条例第八条第一項の規定により公表する地球温暖化対策計画書及び同条第二項の規定により公表する地球温暖化対策の結果の内容は、次に掲げる事項を含むものとする。</p>	
<p>一 温室効果ガスの排出の状況</p> <p>二 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針に定める事項</p>	

<p>条例第八条第一項第二号及び第五号</p>	<p>一 温室効果ガスの排出の状況</p> <p>二 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針に定める事項</p>
<p>条例第八条第一項第三号</p>	<p>一 温室効果ガスの排出の状況</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針に定める事項</p>
<p>条例第八条第一項第四号及び第六号</p>	<p>一 温室効果ガスの排出の状況</p> <p>二 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況及び目標の達成状況</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針に定める事項</p>
<p>2 条例第八条第一項の規定による公表の内容は、経営に関する事項その他公表することにより地球温暖化対策事業者又は計画書提出事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項を含まないものとする。</p>	<p>2 条例第八条第一項及び第二項に規定する公表は、地球温暖化対策事業者の事業所における備え置き、掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。</p>
<p>3 条例第八条第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律</p>	

第七十七号) 第二条第四項の環境報告書をいう。以下同じ。) への掲載、地球温暖化対策事業者又は計画書提出事業者の事業所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

4 条例第八条第一項の規定による公表は、次の各号に掲げる規定による公表の区分に応じ、当該各号に定める日まで行うものとする。

ただし、知事が特に認めた場合はこれによらないことができる。

一 条例第八条第一項第一号 排出概況確認書を提出した年度の十二月末日

二 条例第八条第一項第二号、第四号及び第五号 計画期間の終了日

三 条例第八条第一項第三号 排出状況報告書を提出した年度の翌年度の六月末日

四 条例第八条第一項第六号 計画期間の終了の場合にあつては結果報告書を提出した年度の十二月末日、条例第七条の四第三項の規定による通知を受けた場合にあつては結果報告書を提出した日の翌日から起算して百八十日を経過した日

(知事による地球温暖化対策計画の公表等)

第五条の二 前条第一項及び第二項の規定は、条例第八条第二項の規定による公表の内容について準用する。

2 条例第八条第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 東京都環境局(以下「環境局」という。)での閲覧

3 条例第八条第一項に規定する公表の期限は、地球温暖化対策計画書の計画期間の終了日とする。

4 条例第八条第二項の規定による地球温暖化対策の結果の提出は、当該計画の終了した年度の翌年度の六月末日までに、別記第一号様式による地球温暖化対策結果提出書に、別記第二号様式のものによる地球温暖化対策結果報告書を添えて行わなければならない。

5 条例第八条第一項に規定する公表の期間は、地球温暖化対策の結果を提出した日から起算しておおむね九十日間とする。

- 二 インターネットの利用による公表
- 三 その他知事が必要と認める方法

(地球温暖化対策計画書等の評価)

第五条の三 条例第八条の二第二項の規定による評価の内容の通知は、別記第二号様式の一による地球温暖化対策評価通知書により行うものとする。

2 条例第八条の二第三項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 環境局での閲覧
- 二 インターネットの利用による公表
- 三 その他知事が必要と認める方法

3 条例第八条の二第三項の規定による公表は、同条第二項の規定による通知を行った日の翌日から起算して三十日を経過した日から計画期間の終了する年度の翌年度の末日までの間行うものとする。

(特定エネルギー及び特定エネルギー供給事業者)

第五条の四 条例第九条の二第一項に規定する規則で定めるエネルギーは、電気とする。

2 条例第九条の二第一項に規定する規則で定める事業者は、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者とする。

(エネルギー環境計画書の提出等)

第五条の五 条例第九条の三の規定によるエネルギー環境計画書の提

出は、毎年度七月末日までに、別記第二号様式の三によるエネルギー環境計画書提出書に、エネルギー環境計画指針に基づき作成するエネルギー環境計画書を添えて行わなければならない。

2 条例第九条の三第一号に規定する規則で定める単位は、キロワット時とする。

(エネルギー状況報告書の提出等)

第五条の六 条例第九条の五の規定によるエネルギー状況報告書の提出は、毎年度六月末日までに、別記第二号様式の四によるエネルギー状況報告書提出書に、エネルギー環境計画指針に基づき作成するエネルギー状況報告書を添えて行わなければならない。

2 条例第九条の五第二号に規定する規則で定める単位は、キロワット時とする。

(事業者によるエネルギー環境計画書の公表)

第五条の七 条例第九条の六第一項の規定による公表の内容は、次の表の上欄に掲げる規定による公表の区分に応じ、当該下欄に掲げる事項を含むものとする。

条例第九条の六第一項第一号	
一	キロワット時当たりの特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量の抑制に係る措置及び目標
二	特定エネルギーの供給の量に対する再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーを変換して得られる特定エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置

<p>及び目標</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、エネルギー環境計画指針に定める事項</p>	<p>条例第九条の六第一項</p> <p>第一号</p> <p>一 前年度の特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量</p> <p>二 前年度の一キロワット時当たりの特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量</p> <p>三 前年度の特定エネルギーの供給の量に対する再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーを交換して得られた特定エネルギーの供給の量の割合</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、エネルギー環境計画指針に定める事項</p>
<p>2 条例第九条の六第一項の規定による公表の内容は、経営に関する事項その他公表することにより特定エネルギー供給事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項を含まないものとする。</p>	<p>3 条例第九条の六第一項の規定による公表は、インターネットの利 用による公表、環境報告書への掲載、特定エネルギー供給事業者の 事業所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、 時間等を配慮した方法により行うものとする。</p>
<p>4 条例第九条の六第一項の規定による公表は、次の各号に掲げる規</p>	

定による公表の区分に応じ、当該各号に定める日まで行うものとする。

一 条例第九条の六第一項第一号 エネルギー環境計画書を提出した年度の翌年度の七月末日

二 条例第九条の六第二項第二号 エネルギー状況報告書を提出した年度の翌年度の六月末日

(知事によるエネルギー環境計画書の公表)

第五条の八 前条第一項及び第二項の規定は、条例第九条の六第二項の規定による公表の内容について準用する。

2 条例第九条の六第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 環境局での閲覧

二 インターネットの利用による公表

三 その他知事が必要と認める方法

(特定物質)

第六条 条例第十条に規定する規則で定めるフルオロカーボンは、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号)第二条第一項に規定するフロン類で、冷媒として使用されているものとする。

(特定物質)

第六条 条例第十条に規定する規則で定めるフルオロカーボンは、次に掲げる物質で、冷媒として使用されているものとする。

一 トリクロロフルオロメタン(別名CFC 一一一)

二 ジクロロジフルオロメタン(別名CFC 一一二)

三 トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC 一一三)

四 ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC 一一四)

五 クロロペンタフルオロエタン(別名CFC 一一五)

六 クロロジフルオロメタン(別名HCFC 二二二)

<p>第七条 (現行のとおり) (再利用できる特定物質)</p> <p>第八条 条例第十一条及び第十二条に規定する規則で定める特定物質は、特定物質のうち、ハイドロクロロフルオロカーボン及びハイドロフルオロカーボンとする。</p> <p>第九条 (現行のとおり) (建築物環境計画書の作成等)</p> <p>第十条 条例第二十一条第一項の規定による建築物環境計画書の作成は、特定建築物等の建築設計、設備設計その他の設計における環境への配慮のための措置について行わなければならない。</p> <p>2及び3 (現行のとおり)</p> <p>第十一条 (現行のとおり) (建築物環境計画書の変更の届出)</p>	<p>七 ジクロロトリフルオロエタン(別名H C F C 一三三)</p> <p>八 トリフルオロメタン(別名H F C 二二三)</p> <p>九 ジフルオロメタン(別名H F C 三三二)</p> <p>十 一・一・一・二・二 ペンタフルオロエタン(別名H F C 一三五)</p> <p>十一 一・一・一・二 テトラフルオロエタン(別名H F C 一三四a)</p> <p>四a)</p> <p>十二 一・一・一 トリフルオロエタン(別名H F C 一四三a)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>(再利用できる特定物質)</p> <p>第八条 条例第十一条及び第十二条に規定する規則で定める特定物質は、第六条第六号から第十二号までに掲げる物質とする。</p> <p>第九条 (略) (建築物環境計画書の作成等)</p> <p>第十条 条例第二十一条第一項の規定による建築物環境計画書の作成は、特定建築物の建築設計、設備設計その他の設計における環境への配慮のための措置について行わなければならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 条例第二十一条第五号に規定する規則で定める事項は、環境への配慮のための措置についての取組状況の評価とする。</p> <p>第十一条 (略) (建築物環境計画書の変更の届出)</p>
--	--

第十二条 (現行のとおり)

2 条例第二十二條第一項ただし書に規定する規則で定める場合は、
条例第二十三條の二第一項に規定するマンション環境性能表示に変
更が生じない場合であつて、次に掲げる場合とする。

一 条例第二十一條第一項第三号に掲げる事項の変更にあつては、
延べ面積の増加を伴わない特定建築物等の変更(建築物の主たる
用途の変更を除く。)をする場合

二 (現行のとおり)

3及び4 (現行のとおり)

(工事完了の届出)

第十三条 条例第二十三條第一項の規定による届出は、別記第五号様
式による特定建築物等工事完了届出書によらなければならない。

2 前項の特定建築物等工事完了届出書の届出に当たつては、条例第二
十一條第一項に規定する建築物環境計画書条例第二十二條第一
項に規定する届出を含む。(に記載された環境への配慮のための措
置等の実施結果を示した書類及び図書を添付しなければならない。

3 条例第二十三條第一項の規定による届出は、特定建築物等の新築
等に係る工事が完了した日から十五日以内にしなければならない。

(特定マンション)

第十三條の二 条例第二十三條の二第一項に規定する規則で定める建
築物は、住居の用に供する部分の延べ面積が二千平方メートル以上
の建築物とする。

2 条例第二十三條の二第一項に規定する規則で定める取組状況の評

第十二条 (略)

2 条例第二十二條第一項ただし書に規定する規則で定める事項は、
次に掲げる場合とする。

一 条例第二十一條第一項第三号に掲げる事項の変更にあつては、
延べ面積の増加を伴わない特定建築物の変更(建築物の主たる用
途の変更を除く。)をする場合

二 (略)

3及び4 (略)

(工事完了の届出)

第十三条 条例第二十三條第一項の規定による届出は、別記第五号様
式による特定建築物工事完了届出書によらなければならない。

2 前項の特定建築物工事完了届出書の届出に当たつては、条例第二
十一條第一項に規定する建築物環境計画書条例第二十二條第一
項に規定する届出を含む。(に記載された環境への配慮のための措
置等の実施結果を示した書類及び図書を添付しなければならない。

3 条例第二十三條第一項の規定による届出は、特定建築物の新築等
に係る工事が完了した日から十五日以内にしなければならない。

価は、次に掲げる措置についての評価とする。

- 一 建築物の熱負荷低減
- 二 設備のエネルギーの使用の合理化
- 三 建築物の長寿命化（維持管理、更新、改修、用途の変更等の自由度の確保及びく体の劣化対策に係る措置をいう。）
- 四 緑化

（特定マンションの環境性能の表示等）

第十三条の三 条例第二十三条の三第一項本文に規定する規則で定める広告は、次に掲げる広告で、価格又は価格帯及び間取りが表示されるものとする。

- 一 新聞紙に掲載される広告
- 二 雑誌に掲載される広告
- 三 新聞への折り込みその他の方法により配布される散らし、掲出されるビラ、パンフレット、小冊子等
- 四 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方法による記録その他これらに類するもの
- 五 インターネットの利用による広告

2 条例第二十三条の三第一項ただし書に規定する規則で定める広告は、書面によるものであって、当該広告の面積が六万二千三百七十平方ミリメートル以下のものとする。

3 条例第二十三条の三第三項に規定する規則で定める日は、同項の規定による表示をし、又は表示をさせた日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。

4 条例第二十三条の三第三項の規定による届出は、別記第五号様式の二によるマンション環境性能表示届出書に、同条第一項に規定する広告又はその写しを添えて行わなければならない。

(マンション環境性能表示の変更の届出等)

第十三条の四 条例第二十三条の五第一項に規定する規則で定める日は、同項の規定による表示をし、又は表示をさせた日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。

2 条例第二十三条の五第一項の規定による届出は、別記第五号様式の三によるマンション環境性能表示変更届出書に、変更後の条例第二十三条の三第一項に規定する広告又はその写しを添えて行わなければならない。

3 条例第二十三条の五第二項の規定による届出は、別記第五号様式の四による特定マンション建築主氏名等変更届出書により行わなければならない。

(特定家庭用機器)

第十三条の五 条例第二十五条の三第一項に規定する規則で定める家庭用電気機器等は、未使用の機械器具で、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十九条第一項に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するものうち、次に掲げるものとする。

一 エアコンディショナー（水冷式のものその他エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第十二条第一項に規定するもの以外のもの）のうち、冷暖房の用に供するもの（冷房能力が四キロワ

ット以下のものに限る。) であつて、直吹き形かつ壁掛け形のもの (一) の室外機に二以上の室内機を接続するもののうち各室内機の運転を個別に制御するものを除く。) に限る。)

二 電気冷蔵庫 (冷凍庫と一体のものを含み、熱電素子を使用するもの) の他エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第十二条第八項に規定するものを除く。以下同じ。)

三 テレビジョン受信機 (ブラウン管を有するものであつて、かつ、交流の電路に使用されるもの) に限り、産業用のものその他エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第十二条第三項に規定するものを除く。)

(省エネルギー性能等の表示)

第十三条の六 条例第二十五条の四第一項に規定する規則で定める台数は、前条各号に掲げる機械器具ごとに五台とする。

2 条例第二十五条の四第一項に規定する規則で定める省エネルギー性能等を示す事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第十号及び第十一号に掲げる事項については、その記載を省略することができる。

一 相対評価方法等基準に基づく相対評価及びその相対評価方法等基準に定める基準年度

二 知事が別に定める省エネルギー基準達成率

三 前号の省エネルギー基準達成率に基づく省エネ性マーク (日本工業規格 C9901 に定める標章をいう。)

四 知事が別に定める目標年度

五 知事が別に定めるエネルギー消費効率	六 製造事業者名	七 機種名	八 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）（第二条第二項各号に掲げる特定物質等を冷媒及び断熱材発泡剤に使用していないことの表示（電気冷蔵庫に限る。））	九 十年間の電気代の目安（知事が別に定める方法により算定した十年間の電力料金の概略値を知るための金額をいう。以下同じ。）	十 販売価格	十一 販売価格及び十年間の電気代の目安の合計	第十四条及び第十五条（現行のとおり） 第三章から第五章まで（現行のとおり） 第六章 雑則	第八十条（現行のとおり） （立入検査証等）	第八十一条（現行のとおり） 2 条例第百五十三条第四項の規定による証明書の様式は、別記第三十八号様式のとおりとする。	3（現行のとおり） 第八十二条及び第八十三条（現行のとおり） 別表第一から第九まで（現行のとおり）	別表第十 公害防止管理者の資格要件（第四十九条関係）	第十四条及び第十五条（略）	第三章から第五章まで（略） 第六章 雑則	第八十条（略） （立入検査証等）	第八十一条（略） 2 条例第百五十三条第二項の規定による証明書の様式は、別記第三十八号様式のとおりとする。	3（略） 第八十二条及び第八十三条（略） 別表第一から第九まで（略）	別表第十 公害防止管理者の資格要件（第四十九条関係）
---------------------	----------	-------	--	--	--------	------------------------	--	--------------------------	---	---	----------------------------	---------------	-------------------------	---------------------	--	--	----------------------------

